

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

姫路市

兵庫トヨタ自動車株式会社

神戸トヨペット株式会社

トヨタカローラ姫路株式会社

ネットトヨタ兵庫株式会社

ネットトヨタウエスト兵庫株式会社

トヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ姫路株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社及びネッツトヨタウエスト兵庫株式会社（以下これらを「乙」という。）並びにトヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保した上で、乙の窓口・とりまとめ役を務める。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等のニーズへの対応）。

4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販社やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合は、甲、乙両者で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

(貸与期間)

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡した場合は、甲に対し速やかに外部給電可能な車両の提供協力受書(様式第2号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の燃料費については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合は、この限りでない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(賠償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由があるものが、賠償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際し必要となる費用については、全て乙の負担とする。た

だし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、姫路市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この

協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年8月24日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号
神戸トヨペット株式会社
代表取締役社長 西村 公秀

姫路市花田町一本松90-1
トヨタカローラ姫路株式会社
代表取締役社長 瀧川 祥也

神戸市中央区栄町通7丁目1-3
ネットトヨタ兵庫株式会社
代表取締役社長 西村 卓也

神戸市長田区大道通5丁目101番地の2
ネットトヨタウエスト兵庫株式会社
代表取締役社長 谷口 弘一

丙 神戸市長田区北町2-9-2
トヨタモビリティパーツ株式会社
兵庫支社長 阿部 誠司